

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第9級に該当するとして、障害等級第14級として認定した原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、碎石、運搬の作業員として就労していたが、平成〇年〇月〇日採石場から現場へ戸室石をダンプトラックで運搬中、坂をバックで下りていたところ、道路から4m程滑り落ち、ダンプトラックが1回転半し横転した際、負傷した。請求人は、〇病院にて加療し、その後、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）したが、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

〇共済の後遺障害等級が9級であり、医者から痛みが残るといわれ、これがずっと続くと思うと労災の障害等級第14級はあまりに低い等級である。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人の障害状態について、「通常の労務に服することはできるが、腰背部と左指にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当する。これは、障害等級の「局部に神経症状を残すもの」第14級の9にそれぞれ該当する。よって、併合の方法を用いて準用第14級と認定した。

### 4 審査官の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証及び請求人の自訴から、腰部痛、せき柱の変形及び運動障害、右下肢のしびれ及び左手指痛であると認められる。

#### (1) 腰部痛について

主治医及び〇医師ともに、請求人の第10胸椎骨棘骨折の所見を認めており、腰背部の「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に該当するものである。

#### (2) せき柱の障害について

##### ア 変形障害について

請求人には、せき柱の圧迫骨折、脱臼等（以下「せき柱の圧迫骨折等」という。）の所見は見当たらず、変形障害には該当しない。

##### イ 運動障害について

請求人には、せき柱の圧迫骨折等又はせき椎固定術は認められないものの、第3、4腰椎の椎間板膨隆（以下「本件器質的变化」という。）によるせき柱管の狭窄の所見が認めら

れる。しかしながら、胸腰部に硬直は認められず、可動域（請求人65°）も参考可動域（75°）の1/2以下にも制限されていないため、せき柱の運動障害には該当しない。

ところで、本件器質的变化について主治医は、意見書において、腰椎の変性ありとし、受傷以前は、現在の症状（右下肢のしびれ、痛み）は見られていないとしている。

さらに、診療録においては、「もともと変性が強い」と記載があり、加齢等による椎間板や骨の変形から起因する痛みに対してつけられる「変形性腰椎症」の傷病名の記載もある。加えて、平成〇年〇月〇日付けの診断書においては、本件傷病に影響を与えた既存障害として「変形性腰椎症」を上げている。また、〇医師も椎間板やその周囲に外傷性の変化は認められない、としているところである。

以上より本件器質的变化は、もともと請求人にあった既往症と考えられるものである。

### (3) 右下肢のしびれ、痛みについて

上記(2)のイのとおり、本件災害以前から、請求人には、本件器質的变化があり、それが起因となって、多少の痛みがあったものと認められるところであるが、本件災害以前に、それに該当する治療歴が認められないこと、本件災害状況から身体的な衝撃が大きい（車体とともに1回転半した）と推察されること、本件災害以降に療養を要する右下肢のしびれ、痛みが出現していること等より、鑑定医の意見を踏まえると、本件災害の強い衝撃により、もともと請求人にあった第3、4腰椎の変性（せき柱管の狭窄）の狭い部分で馬尾が損傷され、右下肢のしびれが発生したものと解するのが相当である。

次に、そのしびれ、痛みの程度を考察するに、請求人は、日常生活上の動作が殆ど自力で可能であることが認められる反面、歩行時には、しびれ、痛みによる跛行のため、歩行が不安定となっていることが窺える。これは、「一下肢に軽度の単麻痺が認められるもの」に相当するものである。よって、この残存障害は、「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」（第9級の7の2）に該当するものとみるのが相当である。

### (4) 左手指の痛みについて

医証及び請求人の自訴によれば、監督署長が認定したとおり、左手指の「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に該当するものとみるのが相当である。

以上のことから、請求人の残存障害は、①腰背に「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）、②「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」（第9級の7の2）、③左手指に「局部に神経症状を残すもの」（第14級の9）に該当するものである。これが認定については、①②③ともに「神経系統の機能又は精神」の同一系列に属するため、併合の方法を用い、準用第9級に認定するのが妥当である。

よって、監督署長が請求人に対してなした、障害等級を第14級として障害補償給付を支給する旨の処分は、これを取り消されるべきである。